

○松山養護老人ホーム事務組合個人情報の保護に関する
法律施行細則

制 定 令和5年3月31日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び松山養護老人ホーム事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 本組合の個人情報の保護に関する事項については、松山市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年松山市規則第21号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは、「組合長」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(松山養護老人ホーム事務組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 松山養護老人ホーム事務組合個人情報保護条例施行規則（平成16年規則第4号）は、廃止する。